年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和8年 10 月 19 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　0件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　0件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　2件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　2件

厚生局受付番号　：　東海北陸（受）第 2600476 号
厚生局事案番号　：　東海北陸（厚）第 2600040 号

第１　結論

請求者のＡ社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 39 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　令和５年 10 月１日から令和６年３月１日まで

Ａ社に勤務した期間の給与を調べたところ、請求期間の標準報酬月額が実際の給与額と相違していることが分かり、会社に申し出たが取り合ってもらえなかった。給与明細書を提出するので、保険給付に反映するよう給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間について、オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、当初 24 万円と記録されていたところ、Ａ社から提出された、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（以下「月額変更届」という。）に基づき 32 万円に改定されたものの、当該月額変更届は、当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和８年５月 26 日に年金事務所で受付されていることから、改定後の標準報酬月額 32 万円（改定前の標準報酬月額 24 万円を除く。）は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録されている。

一方、請求者から提出された給与明細書及びＡ社から提出された給与台帳によると、令和５年７月から同年９月までに支払われた報酬月額に基づき改定される請求期間の標準報酬月額は、32 万円であると認められるものの、当該期間に係る厚生年金保険料の控除額（２万 1,960 円）は、24 万円の標準報酬月額に見合う保険料であることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が給与から控除していたと認められる厚生年金保険料控除額又は請求者の報酬月額のそれぞれに

見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、当該認定額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、令和５年７月から同年９月までに支払われた報酬月額に基づき改定される請求期間の標準報酬月額（32 万円）は、月額変更届が提出される前の標準報酬月額（24 万円）を超えているものの、事業主が給与から控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（24 万円）は、月額変更届が提出される前の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法の対象とならないため、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正することはできない。

厚生局受付番号　：　東海北陸（受）第2600470号
厚生局事案番号　：　東海北陸（厚）第2600041号

第１　結論

請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和47年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請　求　期　間　：　①　平成７年１月23日から同年４月11日まで
②　平成７年12月18日から平成８年１月10日まで

請求期間①については、Ｂ社で、請求期間②については、Ｃ社でそれぞれ勤務したが厚生年金保険の記録がない。両社ともＡ社から派遣で勤務したので、調査の上、厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。また、年金額に反映する記録に訂正ができないとしても、請求期間に勤務していたので、事実に即した記録に訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求期間①及び②について、請求者は、Ａ社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の被保険者要件は、１週間の所定労働時間及び１月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される常時雇用者の４分の３以上とされているところ、Ａ社は、請求期間①及び②に係る資料を保管していないため、請求者の勤務実態について不明である旨回答しており、請求者が当該期間において、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたことを確認することができない。

また、Ａ社は、請求者の請求期間①及び②に係る賃金台帳等、給与額及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料を保管していないため、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している上、請求者は、当該期間に係る給与明細書等を保管しておらず、給与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求期間①及び②当時に、Ａ社の厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚15人に、同社に係る入社時期と厚生年金保険被保険者資格取得について照会したところ、９人から回答があり、複数の者が、入社時には厚生年金保

険に加入できないと説明を受けていた旨回答している。

加えて、上述の同僚15人の雇用保険被保険者記録を確認したところ、2人は、A社に係る雇用保険被保険者記録が確認できず、残りの13人のうち12人は、厚生年金保険被保険者資格取得年月と雇用保険被保険者資格取得年月が一致していないことが確認できることから、請求期間①及び②当時、A社は、全ての従業員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の資格取得年月日及び喪失年月日を訂正することはできない。